附則第八条の二第一項中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「掲げるもの」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　特定警察職員等である者であつて次の表の上欄に掲げるものについて前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十六年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十八年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和四十年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

附則第九条の三第四項及び第九条の四第五項中「喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

附則第十一条第一項中「被保険者である日」の下に「又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）」を加える。

附則第十一条の二第一項及び第二項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第四項中「百円」を「一円」に改める。

附則第十一条の三第一項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改める。

附則第十一条の四第一項及び第二項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第三項中「百円」を「一円」に改める。

附則第十三条第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十三条の二第一項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第二項中「坑内員・船員の老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第四項中「坑内員・船員の老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十三条の四第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第十三条の六第一項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改める。

附則第十三条の七第四項並びに第十三条の八第二項及び第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十六条第三項中「喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

附則第十六条の四を削る。

附則第十七条中「第三十八条第一項」の下に「（第七十八条の二十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「、「及び遺族共済年金」とあるのは「及び遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）」と」及び「、「退職共済年金及び当該遺族厚生年金」とあるのは「退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）及び当該遺族厚生年金」と」を削る。

附則第十七条の二第二項を削る。

附則第十七条の三中「老齢厚生年金等のいずれかの受給権」を「老齢厚生年金の受給権」に、「取得した日」とあるのは「取得した日に」とあるのは「六十五歳」に改め、「その他これに相当する年金たる給付であつて政令で定めるもの」を削り、「達した日）に」と」に、「、「当該老齢厚生年金等」を「、「当該老齢厚生年金」に、「取得した日」とあるのは「当該老齢厚生年金等」を「取得した日の」とあるのは「当該老齢厚生年金」に、「達した日）」とする」を「達した日）の」とする」に改める。

附則第十七条の四中第八項を第十一項とし、同条第七項中「並びに第三項及び第四項」を「及び第三項から第七項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

5　昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。）の平均標準報酬月額の基礎となる標準報酬月額を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6　昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

7　昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第六項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

附則第十七条の九に次の三項を加える。

4　対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。